

物件調書

対象物件			
所在地（地番表示）	中央区地行浜二丁目30番21、30番22の一部	地目	雑種地
市有地面積	30番21：353.33㎡ 30番22の一部：324.70㎡	用途地域	商業地域
（一体利用する場合） 公社用地面積	337.00㎡	建蔽率・容積率	80%・400%
（一体利用する場合） 海浜公園用地面積	56.67㎡		

特記事項

- 当該地は、地区計画（地行浜・百道浜地区地区計画）に指定されているため、土地の利用にあたっては、当該地区計画の内容に配慮する必要があります。詳細は、福岡市HP（「地区計画決定状況一覧」）「地行浜・百道浜地区」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/chikukeikakuketteijoukyouchiran.html>）をご参照ください。
- 当該地は、福岡市都市景観条例第12条に定める都市景観形成地区（シーサイドもち地区）に位置するため、借受者は、工作物等を新設する場合、予め、福岡市住宅都市局都市景観室に届出・協議が必要となります。
- 当該地は現況有姿での引き渡しとなり、利用に応じて、借受者負担による整備が必要となります。また、歩道の切り下げ等が必要になる場合は、別途、区役所と事前協議のうえ、道路自費工事の申請及び区役所の承認が必要です。
詳細は、福岡市HP（「道路自費工事について」）<https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/dorokanri/hp/douronohihikouji.html>）をご参照ください。なお、切り下げ箇所にマンホールがある場合、口環の調整が可能です。詳しくは、中央区役所管理調整課までお問い合わせください。
- 本公募は、左図、市有地（貸付対象地）の貸付を対象とするものですが、北側に隣接する公社用地（道路区域内等の土地）、海浜公園用地（貸付対象外の市有地）との一体利用の提案を可能とします。
一体利用する場合の取扱いについては、以下のとおりです。
 - （1）公社用地
応募者は隣接する公社用地の土地利用に応じて、道路占用許可基準等の規定を遵守のうえ提案してください。
なお、本公募による借受候補者は、市有地の貸付契約とは別に、福岡北九州高速道路公社へ道路占用等の許可申請を行い、許可を受ける必要があります。（道路占用料等の負担が必要となります。）
また、借受候補者は、土地利用に係る図面の作成及び提出が必要となります。
 - （2）海浜公園用地
応募者は隣接する海浜公園用地の土地利用に応じて、海浜公園条例等の規定を遵守のうえ提案してください。
なお、本公募による借受候補者は、市有地の貸付契約とは別に、福岡市（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）へ福岡市海浜公園の占用許可申請を行い、許可を受ける必要があります。（占用料の負担が必要となります。）
また、借受候補者は、土地利用に係る図面の作成及び提出が必要となります。
※海浜公園用地については、現在、海浜公園の維持管理等の車両出入口としても使用しています。一体利用する場合、引き続き同車両の出入口として使用することとなります。（主に海浜公園でのイベント開催時や補修工事実施時）
- 物件調書と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

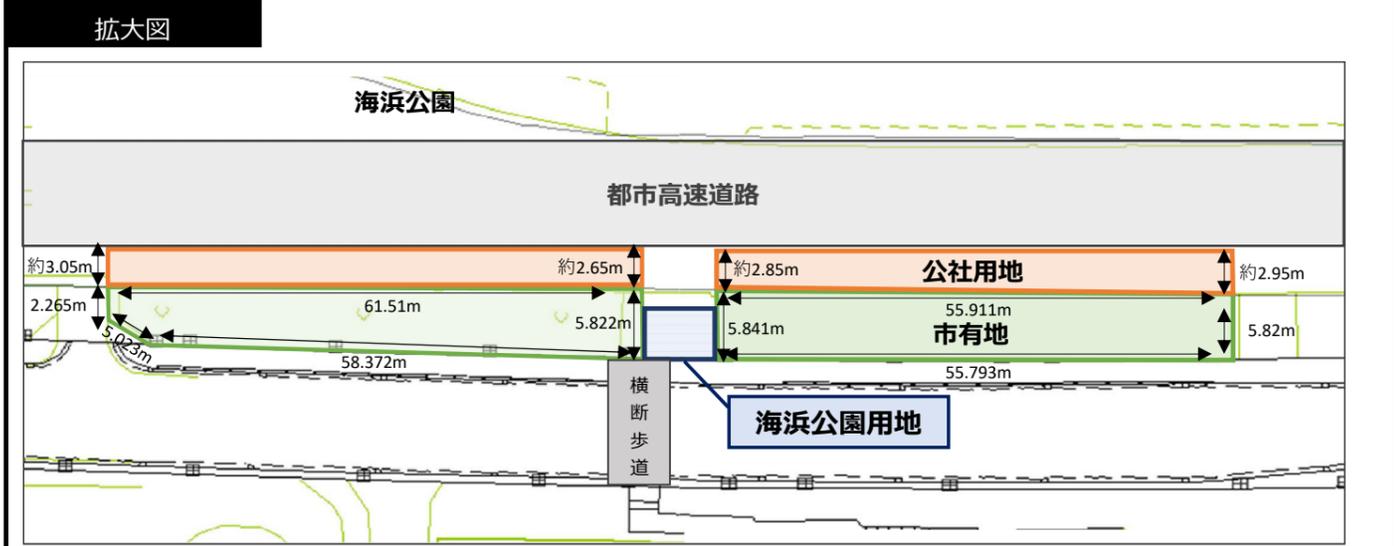
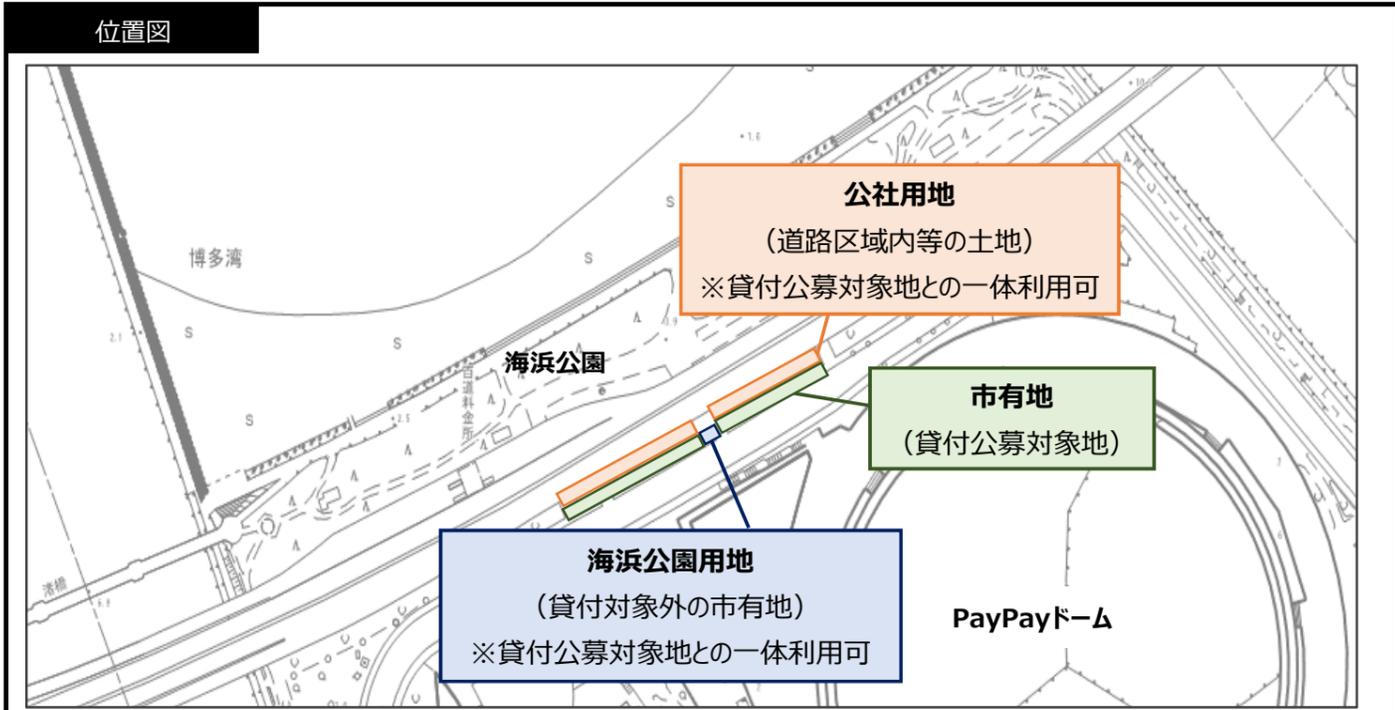


写真 (Photos)

